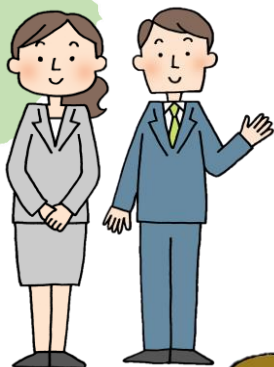


宇陀市人権施策基本計画

概要版



誰もが尊重される 共生のまちづくり



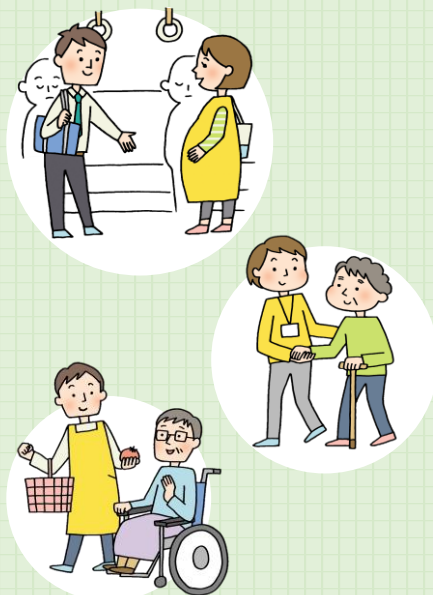
令和 5 (2023) 年 3 月

宇陀市

人権とは？

人権とは、人間の尊厳に基づいて一人ひとりがもっている固有の権利であり、社会を構成する全ての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、全ての人が平等に有するものです。

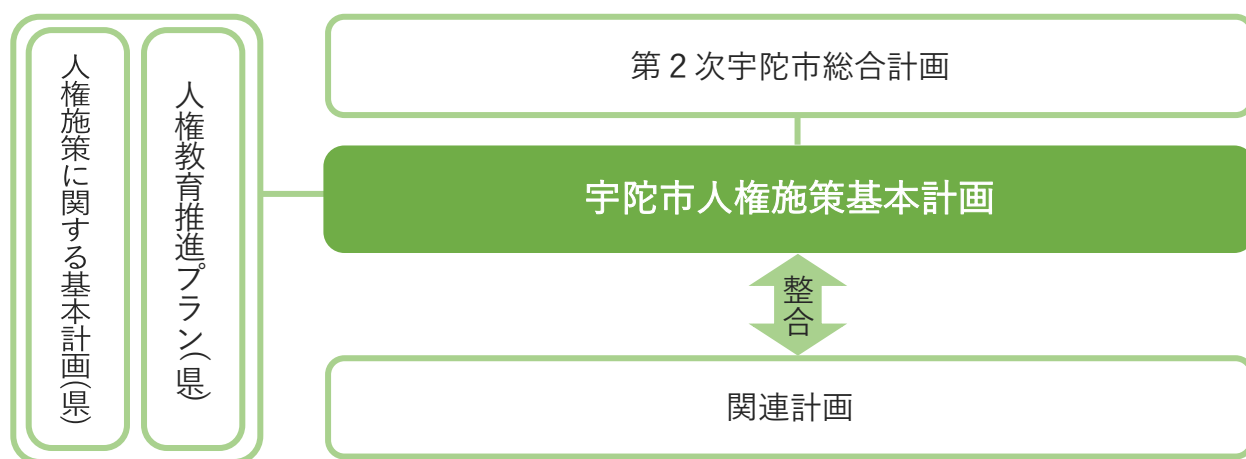
「宇陀市人権施策基本計画」は、市民一人ひとりが誰もが人権問題の当事者であることを認識し、家庭や地域社会、学校、職場等が一体となり、誰一人取り残さず、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組む内容を示した計画です。



宇陀市人権施策基本計画

計画の位置付け

本計画は、宇陀市が実施する人権教育・啓発に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものです。本市における最上位計画である「第2次宇陀市総合計画」をはじめ、奈良県が策定する「人権施策に関する基本計画」や「人権教育推進プラン」の内容を踏まえるとともに、福祉、教育、施設整備等をはじめとした各分野の個別計画との整合を図ります。



計画の期間

本計画の期間は2023年度から2032年度の10か年とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

1 計画の基本理念

昨今、技術の進歩や社会構造の変化に伴って、人権課題が多様化・複雑化しており、どのような属性の人であっても、誰一人取り残されることなく、共に生きていくことのできる社会をつくるのがますます重要となっています。

本市においても、市民一人ひとりが互いの「人権を尊重する意識」を育むとともに、市民と行政が協働し、全ての市民が互いに尊重し合い、共に生きることのできるまちを実現するために、「誰もが尊重される共生のまちづくり」の基本理念を掲げます。

誰もが尊重される 共生のまちづくり



本計画では、「基本的な視点」で掲げる本市の人権施策の方向性に基づきながら、分野横断的な取り組みである「人権施策の推進」と人権課題ごとの取り組みである「分野別施策の推進」を定めることにより、基本理念の実現を目指します。

基本的な視点

- (1) 人権尊重を基本とした行政の推進
- (2) 人権意識を高める取り組みの推進
- (3) 協働による、人権尊重のまちづくり
- (4) 相談支援体制の充実

人権施策の推進

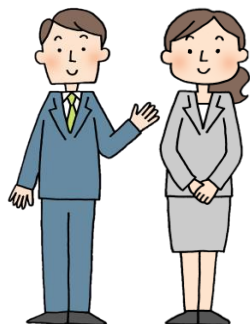
- (1) 人権教育の推進
- (2) 人権啓発の推進
- (3) 相談支援体制の充実

分野別施策の推進

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がいのある人
- (5) 同和問題（部落差別）
- (6) 外国籍の人
- (7) 性的マイノリティに関する人権問題
- (8) インターネットにおける人権問題
- (9) 災害時の人権問題
- (10) ひきこもり状態にある人に関する人権問題
- (11) ハラスメントに関する人権問題
- (12) 生活困窮にある人に関する人権問題
- (13) その他の人権問題

2 計画の基本的な視点

(1) 人権尊重を基本とした行政の推進



市の全部局が、豊かな人権文化の創造を目指し、「教育」「福祉」「健康」「安全・安心」「環境」等のあらゆる分野において、人権尊重を基本とした施策の推進に取り組みます。また、市職員は、人権教育・啓発の推進をはじめとするさまざまな役割を担うことから、市職員一人ひとりの人権意識を高め、地域活動への積極的な参加を促進します。

(2) 人権意識を高める取り組みの推進

市民一人ひとりが人権に関する正しい知識を身につけ、偏見や差別に気付く感覚を育み、日常生活の中で自分や他者の人権を尊重できる意識を高めることができるよう、家庭や学校、地域、職場等のあらゆる場で効果的かつ実践的な人権教育・啓発を推進します。



(3) 協働による、人権尊重のまちづくり



人権が尊重される社会を実現するためには、全ての人々が互いの人権を尊重し、支え合う社会づくりを進めていかなければなりません。市民一人ひとりが協力し合い、社会の担い手であるという自覚を促すとともに、市民や関係団体との協働による人権尊重のまちづくりに取り組みます。

(4) 相談支援体制の充実

人権侵害等の問題が生じた時は、その被害者が安心して相談でき、問題解決に向けて適切に対応できる支援体制が整っていることが重要です。人権問題におけるさまざまな事柄に対して、国・県やNPO等の民間団体との連携・協働を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。



3 計画の内容

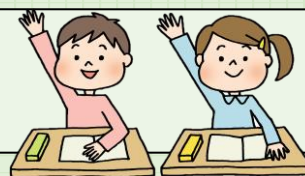
1. 人権施策の推進

(1) 人権教育の推進

差別や人権侵害の背景には、本人も気付かないアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が潜んでいる場合があります。このため、全ての市民が偏見をなくし、正しい知識や人権意識を身につけられるよう、幼少期から生涯を通じた人権教育に取り組めます。

施策の方向

- ① 学校・就学前における人権教育の推進
- ② 生涯学習における人権教育の推進



(2) 人権啓発の推進

広く市民に人権意識が浸透するためには、教育と並んで生涯を通じた啓発が重要となります。本市ではこれまでもイベントや各種講座等を通じて人権意識高揚に向けた啓発活動を行ってきましたが、決して参加率・受講率が高いとはいえない状況です。

このため、一層魅力あるイベント・講座等の充実に加え、さまざまな立場や環境にある人に広く情報が行き届くよう、情報発信手段に工夫を凝らします。

施策の方向

- ① 市民への啓発の推進
- ② 企業への啓発の推進
- ③ 特定の職業に従事する人に対する研修の充実



(3) 相談支援体制の充実

人権課題が多様化・複雑化する中、万一人権が侵害された場合、個人で解決しようとすることは困難であり、また避けるべきことでもあります。

本市ではこれまで、人権に関するさまざまな相談支援体制の充実に努めてきましたが、いまだ多くの人が誰にも相談していない、またはできていないことから、相談支援体制の一層の周知と相談しやすい環境づくりに努め、人権侵害の防止と被害者の救済を目指します。

施策の方向

- ① 相談体制の充実
- ② 関係機関相互のネットワークの充実



2.分野別施策の推進

(1) 女性

国連では、1975 年を「国際婦人年」と定め、同年に「世界行動計画」を採択し、女性の地位向上と男女平等のための取り組みを推進してきました。

国内においても国際動向と連携する形で、1977 年に「国内行動計画」を、1999 年には「男女共同参画社会基本法」を施行するなど、女性の人権尊重と男女共同参画の推進に向けたさまざまな取り組みが行われてきました。

しかしながら、世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数で、我が国は 156 か国中 120 位（2021 年）と先進国中で最低レベルとなっています。

このため、本市においても女性の人権尊重、男女共同参画の推進、女性の活躍推進が一層図られるよう、さまざまな取り組みを行っていきます。

施策の方向

- ① 女性の人権に関する教育・啓発の推進
- ② 政策形成・意思形成の場への女性の参画推進
- ③ 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援
- ④ DV からの保護と自立支援
- ⑤ 女性の身体的特徴の尊重
- ⑥ 女性へのエンパワメント促進及びチャレンジ支援
- ⑦ 女性を中心とする団体・関係機関等の活動支援



(2) 子ども

1989 年の第 44 回国連総会において採択された「子どもの権利条約」では、子どもは権利をもつ主体であると位置づけています。

日本は 1994 年にこの条約を批准し、1947 年施行の「児童福祉法」をはじめとする関係法や制度の整備を進めるなど、子どもの人権保障に努めてきました。

しかしながら、子どもに対する虐待や育児放棄、子ども同士のいじめ等の例は全国的にも絶えることがなく、中には深刻な人権侵害に該当するようなものも少なくありません。

このため、子どもの人権が保障された地域社会を築くための人権教育を推進するとともに、子どもが健やかに成長するよう、子育て支援策の充実を図ります。

施策の方向

- ① 子どもの人権に関する教育・啓発の推進
- ② 子育て支援及び就学前教育の推進
- ③ いじめ・不登校等への対策の充実
- ④ 健全育成に向けた取り組みの推進
- ⑤ 児童虐待防止対策の充実



(3) 高齢者

本市においても高齢化が顕著となり、要介護認定者の増加が予測される中、介護予防に向けた健康づくりの取り組みとともに、地域包括ケアシステムの推進等、地域全体で高齢者を支えるしくみづくりが急務となっています。

このため、高齢者が積極的に社会に参画できる機会の提供を通じて、地域の中で高齢者がいつまでも元気で活躍できる環境づくりを推進します。

また、高齢者に対する虐待の防止や認知症の人の適切な財産管理等の支援等、高齢者の権利擁護に向けた取り組みの一層の充実に努めます。

施策の方向

- ① 高齢者の人権に関する教育・啓発の推進
- ② 交流を通じた生きがいづくり・健康づくりの推進
- ③ 雇用就業機会の拡大
- ④ 高齢者の自立・社会参加への支援
- ⑤ 高齢者の権利擁護の推進



(4) 障がいのある人

2011年に改正された「障害者基本法」では、障がいは障がいのある人の問題ではなく、社会との関係から生じるものと規定し、障がいは本人の身体や精神の状態に起因する（医学モデル）のではなく、社会のあり方に起因する（社会モデル）と考え方が改められました。この考え方では、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）の除去を進めることで、障がいのある人の生きづらさが解消できることになります。

また、2016年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関や民間事業者に必要な配慮が義務づけられました。

本市においても、地域全体で障がいのある人を支える地域共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する理解の促進や差別・偏見の解消、バリアフリーのまちづくり、個々の状況に応じた情報やサービスの提供等に努めてきました。

今後も地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進するとともに、障がいのある人への差別や虐待の防止、個々のニーズに応じた教育の推進、障がいのある人の社会参加の促進等に努め、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指します。

施策の方向

- ① 障がいのある人の人権に関する教育・啓発の推進
- ② ふれあい機会の拡大
- ③ 障がいのある人の教育及び学習機会の充実
- ④ 障がいのある人の自立・社会参加への支援
- ⑤ 障がいのある人の権利擁護の推進



(5) 同和問題（部落差別）

我が国固有の人権課題である同和問題に関し、1965年の同和対策審議会答申は、同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘しました。それを踏まえて、国では1969年に施行された「同和対策事業特別措置法」やそれを引き継いだ「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等に基づき、30年以上にわたって、さまざまな特別対策に取り組んできました。

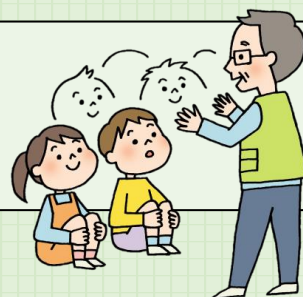
これにより、実態的な差別の解消には相当な進展がみられましたが、偏見や差別意識については完全に解消されたとはいえず、むしろ情報化の進展に伴って差別的な書き込みや動画が拡散されるなど、部落差別に関する状況に変化が生じています。

2016年に成立した「部落差別解消推進法」では、今なお部落差別が存在すると明記されており、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が示されています。

このため、本市においても同和問題に関する正しい知識・歴史認識の普及に努めるとともに、人権侵害にあたる事象が生じた場合は、関係機関等と連携しながら、問題解決に向けた取り組みを推進します。

施策の方向

- ① 同和問題（部落差別）に関する教育・啓発の推進
- ② 人権侵害事象への対応の推進
- ③ 人権交流センターの活動強化



(6) 外国籍の人

経済をはじめとするさまざまな分野でのボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。本市の外国人登録者数も、増加傾向で推移しており、その国籍は多岐にわたっています。

国全体に目を向ければ、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会問題となっています。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないもので、決して許されるものではありません。

本市においては、異なる国籍・文化的背景をもつ人々の多様な文化や習慣、価値観等を認め合いながら、互いに尊重し、同じ地域の一員として安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向け、市民の国際理解を深めるとともに、外国人市民が円滑に日常生活を送ることができるよう各種支援に取り組めます。

施策の方向

- ① 外国人の人権に関する教育・啓発の推進
- ② 国際理解の推進
- ③ 日常生活への支援
- ④ 就労の機会均等の確保



（７）性的マイノリティに関する人権問題

性的マイノリティとは、性愛の対象がどこに向いているか・いないかを表す「性的指向」や、自己の性別をどのように認識しているかを表す「性自認」等といった概念を基準とした時に、少数である人たちのことをいいます。性的マイノリティは、周囲の人の無理解や偏見からさまざまな困難を抱えたり、社会的な制度が性的マイノリティの存在を考慮していないことから、不利益を受けたりすることも多くなっています。

一方で、近年、パートナーシップ制度を導入する自治体が増加しており、企業においてもＳＯＧＩ（性的指向・性自認）に配慮した社内制度を設けるなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。

本市においても、一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現に向け、市民の多様な性のあり方についての理解を深めるとともに、性的マイノリティやその家族が抱えるさまざまな問題の解決に向け、相談支援体制の整備を進めます。

施策の方向

- ① 性的マイノリティに関する正しい理解の教育・啓発
- ② 性的マイノリティに関する相談体制の整備



（８）インターネットにおける人権問題

インターネットやスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、欠かせないものとなりました。一方で、匿名性や情報発信の容易さから、特定の個人への誹謗中傷等、人権に関わる問題が発生しています。また、いわゆる「ネット詐欺」等の犯罪行為も後を絶ちません。さらには、スマートフォンを所有する子どもの増加に伴い、子どもが被害者にも加害者にもなり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

このため、インターネット利用における個人の名誉やプライバシーの保護、情報の受発信に伴う責任やモラル等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

施策の方向

- ① インターネット利用におけるマナーの教育・啓発
- ② 個人情報保護の推進



(9) 災害時の人権問題

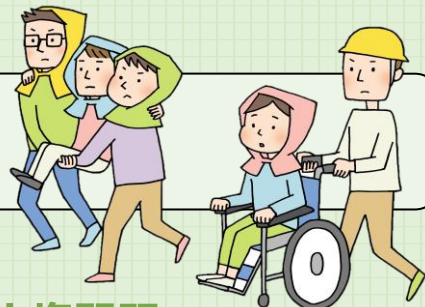
2011年に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。避難生活の中では、特別な支援や配慮を必要とする方への配慮が行き届いていない状況や、女性の性犯罪被害等が問題になりました。また、福島第一原子力発電所の事故では、放射能汚染等を理由とするさまざまな風評被害が発生するなど、災害時における人権問題が顕在化しました。

国は2005年の「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第3次男女共同参画基本計画」でも、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」ことを明示しました。

本市においても、ハード・ソフト両面で、避難行動要支援者への支援体制を整備するとともに、災害発生時には、多様な被災者の人権に十分に配慮した情報伝達や避難所運営等に取り組む必要があります。

施策の方向

- ① 避難行動要支援者への支援
- ② 避難者の人権擁護の推進



(10) ひきこもり状態にある人に関する人権問題

ひきこもりは、いじめ、不登校、進学や就職の失敗、人間関係の悩み、家庭環境等、さまざまな要因が複合的に絡み合って生じるとされており、誰にでも起こり得る、またあらゆる世代に関わる大きな社会問題となっています。2016年の内閣府の「若者の生活に関する調査」によると、15～39歳の若者のひきこもりは全国で54.1万人、2018年の内閣府の「生活状況に関する調査」によると、40～64歳のひきこもり状態にある人は全国で61.3万人と推計されています。ひきこもりでは、「8050問題」に象徴されるように複雑化・複合化、長期化、高年齢化等、深刻な課題を抱える事象が増えており、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響に伴い、これまで以上に深刻な問題に発展する可能性もあります。

地域社会においては、ひきこもりに対する偏見や誤解が今なお根強く存在しています。このため、市民のひきこもりに関する正しい理解の促進を図るとともに、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、ひきこもり状態にある人やその家族に寄り添った支援を段階的・継続的に実施していきます。

施策の方向

- ① ひきこもり状態についての正しい理解の教育・啓発
- ② ひきこもり当事者に対する支援



(11) ハラスメントに関する人権問題

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、家庭や地域、学校、職場等、さまざまな場面において相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が社会問題となっています。

国においては、2019年6月に「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」等の一部を改正する法律が公布され、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されました。これにより、2020年6月から、職場におけるパワハラ防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となり、また、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました。

本市においても、市民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、安心して暮らしていけるよう、あらゆる場面におけるハラスメント防止に向けた取り組みを進めます。

施策の方向

- ① 職場でのハラスメントの防止
- ② 学校・教育現場におけるハラスメントの防止
- ③ その他のあらゆる場面におけるハラスメントの防止

ハラスメント 対策



(12) 生活困窮にある人に関する人権問題

生活保護には至らないものの生活に困窮している人の多くは地域から孤立し、支援が必要な方ほど自らSOSを発することが難しい状況にあります。地域社会においては、生活困窮者に対する偏見や差別が今なお根強く存在しており、また、やむを得ない事情により路上生活を余儀なくされたホームレスに対する嫌がらせや暴力等の人権侵害問題も起こっています。

本市においては、生活困窮者の尊厳を保持し、人権侵害を防止するための啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により増大している生活困窮者の支援ニーズに対応するため、福祉分野にとどまらず、他分野と連携した取り組みを進めます。

施策の方向

- ① 生活困窮にある人への人権侵害の防止
- ② 生活困窮にある人の自立に向けた支援



(13) その他の人権問題

私たちの周りには、今なお解決しない、あるいは時代の流れや社会の変化とともに生じた、さまざまな人権課題が存在しています。また、社会情勢等の変化に伴い、今後ますます人権課題は多様化・複雑化すると予想されます。これらの課題の背景には、いずれも周囲の人々の関心をはじめ、正しい知識や理解が不足していることが考えられます。

本市では、今後も引き続き福祉、教育、就労等さまざまな関係機関と連携を図り、総合的・横断的に人権課題に取り組むとともに、さまざまな人権課題に対する正しい知識の普及・啓発に努め、市民一人ひとりの人権意識を高めるための取り組みを進めます。

その他の人権問題

- H I V（エイズ）感染者・ハンセン病回復者等／●刑を終えて出所した人の人権／
- 犯罪被害者やその家族の人権／●北朝鮮により拉致された被害者の人権／
- アイヌの人々の人権／●新型コロナウイルス感染症に関する問題

施策の方向

- ① さまざまな人権に関する教育・啓発の推進
- ② 相談体制の充実
- ③ 情報提供の充実



4 計画の推進

1. 人権施策の推進体制

本計画の趣旨を十分に踏まえて、市の行政機関はもとより、関係機関等との連携のもと、全庁をあげて本計画の具体的推進に取り組みます。そのため、宇陀市人権啓発活動推進本部を中心に、部局間相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に取り組みます。

また、国・県の施策動向や関連法、基本方針・基本計画、「宇陀市総合計画」の各種個別方針・計画とも整合を図ります。

さらに、宇陀市人権教育推進協議会や人権教育研究会等、関係機関・団体に対する支援及び相互連携により、協働のまちづくりを目指します。

2. 人権施策の進行管理

本計画に掲げた施策については、宇陀市人権啓発活動推進本部の調査研究部会が2年ごとに進捗状況を把握した上で、宇陀市あらゆる差別の撤廃・人権擁護に関する審議会において施策の充実や見直し等について評価を行い、計画の円滑な推進に努めます。また、人権に関わる問題は、常にその時々社会情勢を踏まえた対応が重要であり、新たに発生する人権課題への対応も必要です。そのため、各種人権施策の課題把握や効果の検証等を実施し、人権施策や事業へ反映していきます。

さらに、計画の着実な推進のためには、これらの管理及び評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）を行います。

宇陀市人権施策基本計画

令和5（2023）年3月

発行：宇陀市市民環境部人権推進課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

電話：0745-82-2147 FAX：0745-82-7234